

(支払該当事者決定後の一般承継人に対する被害回復分配金の支払)

第十七条 金融機関は、支払該当事者決定が行われた者について一般承継があった場合において、その者に支払すべき被害回復分配金でまだ支払っていないものがあるときは、その者の一般承継人であつて当該一般承継があつた日から六十日以内に届出をしたものに対し、未払の被害回復分配金を支払わなければならない。この場合において、当該一般承継人は、主務省令で定めるところにより、届出書を金融機関に提出しなければならない。

2 前項の規定により届出をした一般承継人が二人以上ある場合における当該一般承継人に支払う被害回復分配金の額は、同項に規定する未払の被害回復分配金の額を当該一般承継人の数で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、当該一般承継人のうちに各人が支払を受けるべき被害回復分配金の額の割合について合意をした者があるときは、当該合意をした者に支払う被害回復分配金の額は、この項本文の規定により算出された額のうちこれらの者に係るものを合算した額に当該合意において定められた各人が支払を受けるべき被害回復分配金の額の割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

第五節 手続の終了等

第十八条 金融機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、預金保険機構に対し被害回復分配金の支払手続の終了に係る公告をすることを求めなければならない。

- 一 第十二条第一項又は第二項の規定による申請がないとき。
二 第十二条第一項又は第二項の規定による申請のすべてについて第十三条の規定による決定があつた場合において、支払該当事者決定を受けた者がいないとき。
三 前節又は第十二条第二項の規定により支払すべき被害回復分配金のすべてについて、同節の規定によりこれを支払い、又は同項に規定する措置をとつたとき。
四 対象預金口座等が犯罪利用預金口座等であることが明らかになつたとき。

2 預金保険機構は、前項の規定による求めがあつたときは、遅滞なく、被害回復分配金の支払手続を終了した旨を公告しなければならない。

(預金保険機構への納付)

第十九条 金融機関は、第八条第三項又は前条第二項の規定による公告があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額に相当する額の金銭を、預金保険機構に納付しなければならない。

- 一 第八条第三項の規定による公告があつたとき又は前条第二項の規定による公告があつた場合において被害回復分配金の支払を行なかつたとき。
二 前条第二項の規定による公告があつた場合において、当該公告に係る対象預金口座等について支払つた被害回復分配金の額の合計額が消滅預金等債権の額に満たないとき。
三 消滅預金等債権の額から当該被害回復分配金の額の合計額を控除した額(犯罪被害者等の支援の充実に等しい)

第二十条 預金保険機構は、前条(第二十四条第三項の規定)によりその例によることとされる場合を含む)の規定により金銭の納付を受けたときは、当該納付を受けた金銭の額から当該金銭の額に第二十五条第四項の規定による支払に要する費用の額を考慮して主務省令で定める割合を乗じて得た額を控除した額の金銭を、主務省令で定めるところにより、犯罪被害者等の支援の充実にために支出するものとする。

2 預金保険機構は、前項の主務省令で定める割合を乗じて得た額の金銭について、その全部又は一部が第二十五条第四項の規定による支払のため必要がなくなつたときは、前項の主務省令で定めるところにより、これを犯罪被害者等の支援の充実にために支出するものとする。

第二十一条 被害回復分配金を支払つたときは、その支払を受けた者が有する当該被害回復分配金の他の請求権は、その支払を受けた額の限度において消滅する。

2 金融機関が第二十五条第一項又は第二項の規定による支払を行つた場合において、その支払を受けた者が第四条第一項の規定の適用その他

の前置又はこの章に規定する手続の実施に関し損害賠償請求権その他の請求権を有するときは、当該請求権は、その支払を受けた額の限度において消滅する。

(被害回復分配金の支払を受ける権利の消滅)

第二十二條 被害回復分配金の支払手続において、被害回復分配金の支払を受ける権利は、第十六条第四項(次項又は第二十四条第二項の規定)によりその例によることとされる場合を含む)の規定による公告があつた時から六月間行むしなうときは、消滅する。

2 金融機関は、前項の規定により被害回復分配金の支払を受ける権利が消滅した場合において、同一の対象預金口座等に係る被害回復分配金の支払について他に支払該当事者決定を受けた者(被害回復分配金の支払を受ける権利が消滅した者を除く。以下「他の支払該当事者」という)があり、かつ、他の支払該当事者について既に支払つた被害回復分配金の額が犯罪被害者額に満たないときは、遅滞なく、同項の規定により消滅した権利に係る被害回復分配金の額に相当する額の金銭を原資として、前節の規定の例により、他の支払該当事者又はその一般承継人に対し、被害回復分配金の支払をしなければならない。ただし、同項の規定により消滅した権利に係る被害回復分配金の額が千円未満である場合は、この限りでない。

(被害回復分配金の支払を受ける権利の保護)

第二十三条 被害回復分配金の支払を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分(その例による処分を含む)により差し押さえる場合は、この限りでない。

(不正の手段により支払を受けた場合の返還)

第二十四条 金融機関は、偽りその他不正の手段により被害回復分配金の支払を受けた者があるときは、その者からの被害回復分配金の返還に係る措置を適切に講ずるものとする。

の例により、他の支払該当事者又はその一般承継人に対し、被害回復分配金の支払をしなければならない。ただし、同項に規定する者から返還を受けた額が千円未満である場合は、この限りでない。

3 第一項に規定する者から返還を受けた金銭の預金保険機構への納付については、第十九条の規定の例による。

(犯罪利用預金口座等でないことについて相当な理由があると認められる場合における支払の請求等)

第二十五条 対象預金口座等に係る名義人その他の消滅預金等債権に係る債権者(以下この条において「名義人等」という)は、第八条第三項又は第十八条第二項の規定による公告があつた後において、対象預金口座等に係る金融機関に対し第五条第一項第五号に掲げる期間内に同号の権利行使の届出を行わなかつたことについてのやむを得ない事情その他の事情、当該対象預金口座等の利用の状況及び当該対象預金口座等への主要な入金の原因について必要な説明が行われたこと等により、当該対象預金口座等が犯罪利用預金口座等でないことについて相当な理由があると認められる場合には、当該金融機関に対し、消滅預金等債権の額に相当する額の支払を請求することができる。

2 名義人等は、対象預金口座等について、当該対象預金口座等に係る金融機関に対し第五条第一項第五号に掲げる期間内に同号の権利行使の届出を行わなかつたことについてのやむを得ない事情その他の事情について必要な説明を行つた場合において、対象犯罪行為による被害に係る財産以外の財産をもつて当該対象預金口座等への振込みその他の方法による入金が行われているときは、第八条第三項又は第十八条第二項の規定による公告があつた後において、当該対象預金口座等に係る金融機関に対し、消滅預金等債権の額から当該入金以外の当該対象預金口座等へのすべての入金(合計額を控除した額)の支払を請求することができる。ただし、当該消滅預金等債権の額が当該合計額以下であるときは、この限りでない。

3 金融機関は、前二項の規定による支払を行おうとする場合において、第四条第一項の規定の適用その他の前置に規定する手続の実施に関し過失がないと思料するときは、その旨を預金保険機構に通知しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による支払を行った金融機関は、主務省令で定めるところにより、第四条第一項の規定の適用その他の前章に規定する手続の実施に関し過失がないことについて相当な理由があると認められるときは、預金保険機構に対し、第一項又は第二項の規定により支払った額に相当する額の支払を請求することができる。ただし、当該支払に係る預金口座等について被害回復分配金が支払われている場合において、この章に規定する手続の実施に金融機関に過失があるときは、その請求することができない額は、第一項又は第二項の規定により支払った額から金融機関の過失により支払った被害回復分配金の額の合計額を控除した額とする。

5 金融機関は、第一項又は第二項の規定による支払に係る預金口座等が犯罪利用預金口座等その他不正に利用された預金口座等である疑いがあると認めるときは、当該支払を停止する措置を講ずることができる。

第五章 預金保険機構の業務の特例等

第二十六条 預金保険機構(以下「機構」という。)

第三十四条に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 預金等に係る債権の消滅手続の開始に係る公告その他第三章の規定による業務
 - 二 被害回復分配金の支払手続の開始に係る公告その他前章の規定による業務(次号及び第四号に掲げる業務を除く。)
 - 三 第十九条(第二十四条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による金銭の収納及び第二十条の規定による金銭の支出その他の管理
 - 四 前条第四項の規定による金銭の支払
 - 五 第三十条の規定による手数料の収納
 - 六 前各号の業務に附帯する業務
- (公告の方法)
- 第二十七条 この法律の規定による公告は、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法でなければならない。
- (区分経理)
- 第二十八條 機構は、第二十六条の規定による業務(以下「被害回復分配金支払業務」という。)に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(借入金)

第二十九条 機構は、被害回復分配金支払業務を行うため必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受け、金融機関その他の者から資金の借入れ(借換えを含む。)をすることができる。

2 前項の規定による借入金の現在額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。(手数料)

第三十条 機構は、第四条第一項又は第十条第一項の規定による求めを行う金融機関から、被害回復分配金支払業務に係る事務に要する費用を勘案して機構が運営委員会(預金保険法第十四条に規定する運営委員会をいう。)の議決を経て定める額の手料を徴収することができる。

2 機構は、前項に規定する手数料の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。

第六章 雑則

(預金保険法の適用)

第三十一条 この法律により機構の業務が行われる場合は、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは、「事項(犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成十九年法律第百三十三号)以下「被害回復分配金支払法」という。)の規定による機構の業務に係るものを除く。」と、同法第三十七条第一項中「銀行持株会社等に限る。」とあるのは、「銀行持株会社等に限る。」(被害回復分配金支払法の規定による業務を行う場合にあつては、被害回復分配金支払法第二項第一項に規定する金融機関。次項において同じ。)、同法第四十四条、第四十五条第一項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は被害回復分配金支払法」と、同法第五十一条第二項中「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。）」とあるのは、「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務及び被害回復分配金支払法第二十八条に規定する被害回復分配金支払業務を除く。）」と、同法第五十二条第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は被害回復分配金支払法」と、同法第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは、「第三十四条に規定する業務及び被害回復分配金支払法の規定による業務」とする。

(関係行政機関等に対する協力の要請)

第三十二条 金融機関は、この法律に規定する手続の実施に関し、関係行政機関等に対し必要な協力を求めることができる。

第三十三条 金融機関は、被害回復分配金の支払の原資となる金銭を、自己の固有財産その他の財産と分別して管理しなければならない。

(電磁的記録又は電磁的方法による求め等)

第三十四条 第四条第一項の規定による求め(同項の主務省令で定める書類の提出を含む。)

第三十五条 行政庁は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、金融機関(金融機関代理業者(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法(昭和二十六年法律第二三十八号)第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法(昭和二十八年法律第二十七号)第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合(昭和二十二年法律第三十二号)第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第二百一十一条の二第三項に規定する

る特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。以下この条及び次条において同じ。))を含む。又は銀行持株会社等(銀行法第二十三条第一項に規定する銀行持株会社又は長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下この条及び次条において同じ。))に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 行政庁は、この法律の円滑な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、金融機関若しくは銀行持株会社等(以下この条及び次条において「金融機関等」という。)の子会社(当該金融機関等が銀行法第二十一条に規定する銀行又は同法第十三条第八項に、長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行又は同法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社である場合)には同法第十三条の二第二項に、信用金庫又は信用金庫連合会である場合には信用金庫法第三十二条第六項に、信用協同組合又は信用協同組合連合会である場合には協同組合又は信用協同組合連合会である場合)には協同組合又は信用協同組合連合会に関する法律第四十一条に、労働金庫又は労働金庫連合会である場合には労働金庫法第三十二条第五項に、農業協同組合又は農業協同組合連合会である場合には農業協同組合法第十一条の二第二項に、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会である場合には水産業協同組合法第十一条の六第二項に、農林中央金庫である場合には農林中央金庫法第二十四条第三項に、それぞれ規定する子会社(子会社とみなされる会社を含む。)をいう。次項及び次条において同じ。又は当該金融機関等から業務の委託を受けた者(金融機関代理業者を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。))に対し、当該金融機関等の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 金融機関等の子会社又は金融機関等から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第三十六条 行政庁は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に金融機関等(金融機関代理業者を含む)の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 行政庁は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該金融機関等の子会社若しくは当該金融機関等から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該金融機関等に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による金融機関等の子会社又は金融機関等から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

6 行政庁は、必要があると認めるときは、機構に、第一項又は第二項の規定による立入り、質問又は検査(第三章及び第四章の規定による手続が適正に行われていることを調査するために行うものに限る。)を行わせることができる。この場合において、機構は、その職員に当該立入り、質問又は検査を行わせるものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による立入り、質問又は検査について準用する。(政府による周知等)

2 機構は、毎年少なくとも一回、消滅預金等債権に関する事項、被害回復分配金の支払の実施の状況その他のこの法律の実施の状況に関する事項を公表するものとする。(主務省令への委任)

第三十八条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、主務省令で定める。

(行政庁)

第三十九条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 第二条第一項第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる金融機関 内閣総理大臣
二 第二条第一項第四号及び第五号に掲げる金融機関 内閣総理大臣及び厚生労働大臣
三 第二条第一項第八号及び第九号に掲げる金融機関 農林水産大臣及び内閣総理大臣
四 第二条第一項第十号から第十三号までに掲げる金融機関 水産業協同組合法第百二十七条第一項に規定する行政庁
五 第二条第一項第十四号に掲げる金融機関 農林水産大臣及び内閣総理大臣
六 第二条第一項第十五号に掲げる金融機関 経済産業大臣及び財務大臣(主務省令)

第四十条 この法律における主務省令は、内閣府令・財務省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令とする。ただし、第二十条第一項に規定する主務省令は、内閣府令・財務省令とする。(権限の委任)

第四十一条 内閣総理大臣は、この法律による権限を金融庁長官に委任する。

2 この法律に規定する行政庁の権限に属する事務(この法律の規定により都道府県知事の権限に属することとされていなく、都道府県知事の権限に属することとされていなく、都道府県知事が行うことと定めることができる。)

(事務の区分)

第四十二条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第七節 罰則

第四十三条 第三十五条第一項又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 第三十六条第一項、第二項又は第六項の規定による当該職員又は機構の職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者も、前項と同様とする。

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
一 第十二条第一項又は第二項に規定する申請書又は資料に虚偽の記載をして提出した者
二 第十七条第一項(第二十二條第二項又は第二十四條第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む)に規定する届出書に虚偽の記載をして提出した者
第四十五条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第四十三条 二億円以下の罰金刑
二 前条 同条の罰金刑
2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき当該法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。(施行期日)

(準備行為)

第二条 機構は、この法律の施行の前において、被害回復分配金支払業務の実施に必要な準備行為をすることができる。(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。別表第一に次のように加える。

(株式会社商工組合中央金庫法の一部改正)

第四条 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。附則第九十九条の次に次の一条を加える。(犯罪利用預金口座等)に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成十九年法律第七十三号)の正)

第九十九条の二 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成十九年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第十五号を次のように改める。
十五 株式会社商工組合中央金庫
第三十五条第一項中「及び農林中央金庫法」を「農林中央金庫法」に改め、「農林中央金庫代理業者」の下に「及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方」を加え、同条第二項中「農林中央金庫法第二十四條第三項」の下に「株式会社商工組合中央金庫法第二十三條第二項」を加える。

第三十九条第六号中「経済産業大臣及び財務大臣」を「株式会社商工組合中央金庫法第五十六條第二項に規定する主務大臣」に改める。
内閣総理大臣 福田 康夫
財務大臣 額賀福志郎
厚生労働大臣 舩添 要一
農林水産大臣 若林 正俊
経済産業大臣 甘利 明